

講演資料

演題「介護保険制度改革の目指すもの
～期待される市町村の役割～」

立教大学コミュニティ福祉学部教授 高橋紘士氏

介護保険制度改革の目指すもの ～期待される市町村の役割～

第3期介護保険事業計画と地域包括支援センターへの取組

立教大学

高橋紘士

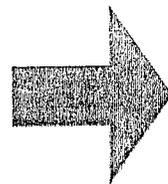
050411 介護保険市町村セミナーにて

今回の介護保険改革が目指すもの

- 高齢者像の転換
 - 高齢者像の転換をふまえ高齢者の尊厳を支えるケアへ 法1条
 - ケアモデル
 - 介護モデル＋予防モデル
 - 身体介護モデル＋認知症介護モデル
 - 家族同居モデル＋単身モデル
-

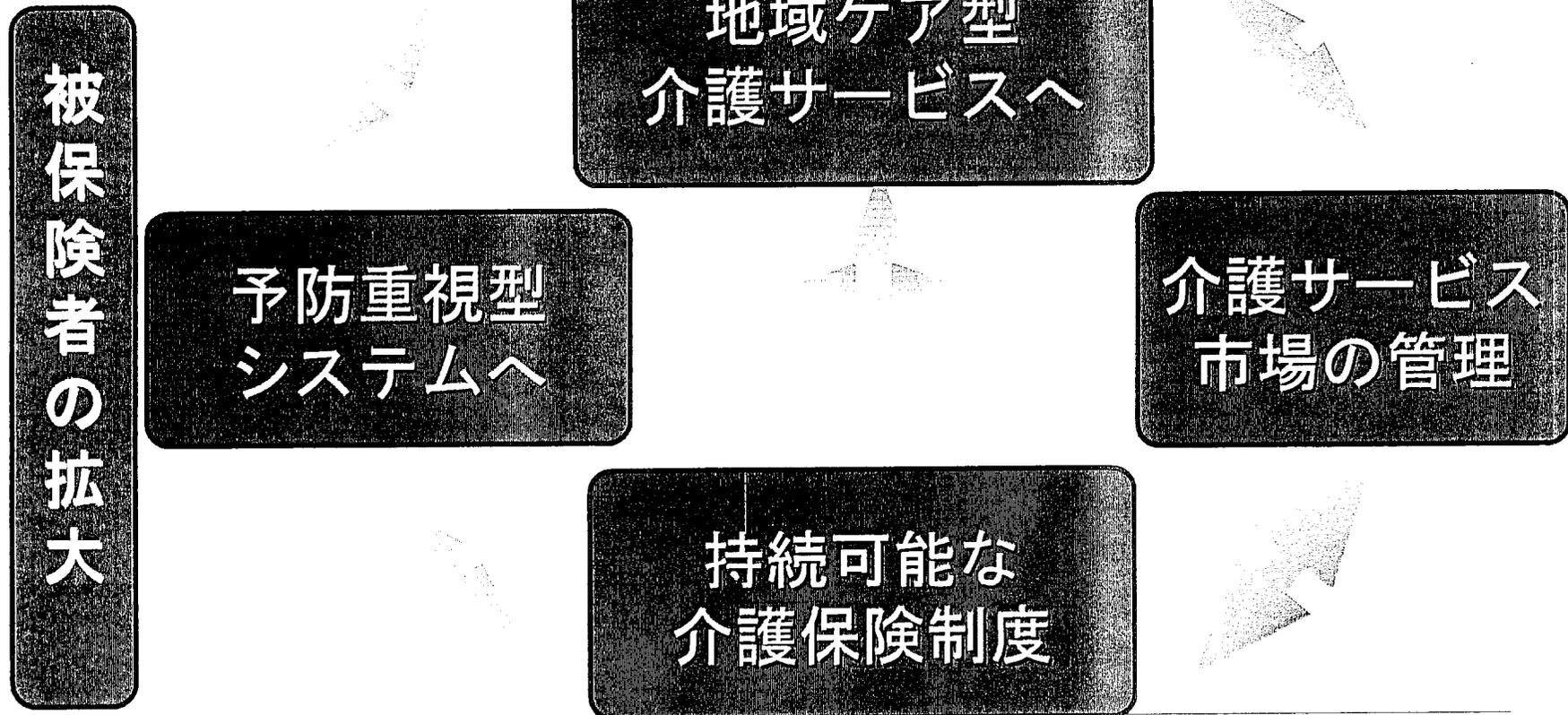
高齢者像の変化に
対応した介護モデル

高齢人口の動向
最後の上り坂
団塊世代の高齢化
都市型高齢化
独居・夫婦世帯増大

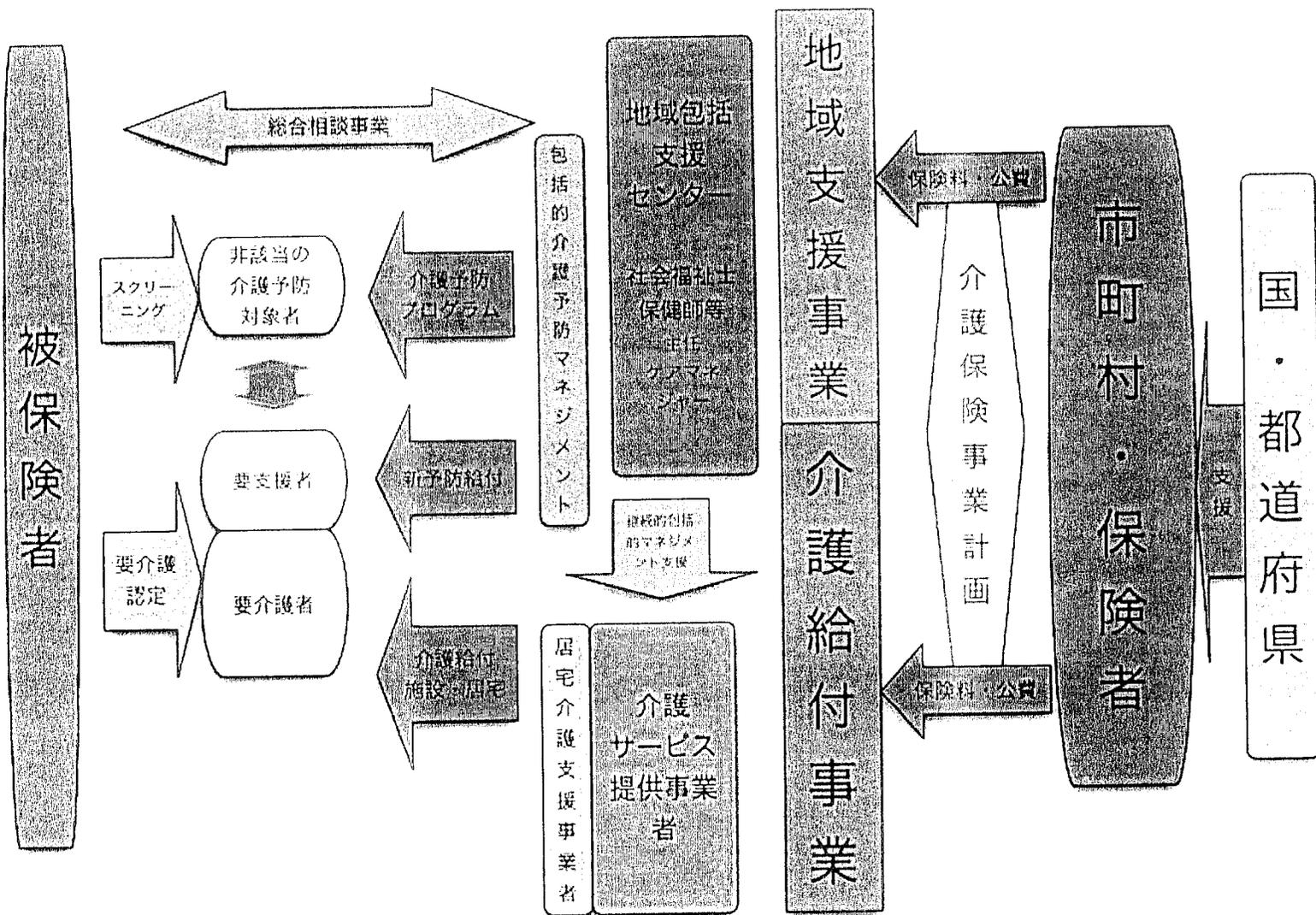


予防型・事前対応型モデル
認知症ケアモデルへ
地域支援モデルへ

今回の介護保険改革のポイント



新しい介護保険システム

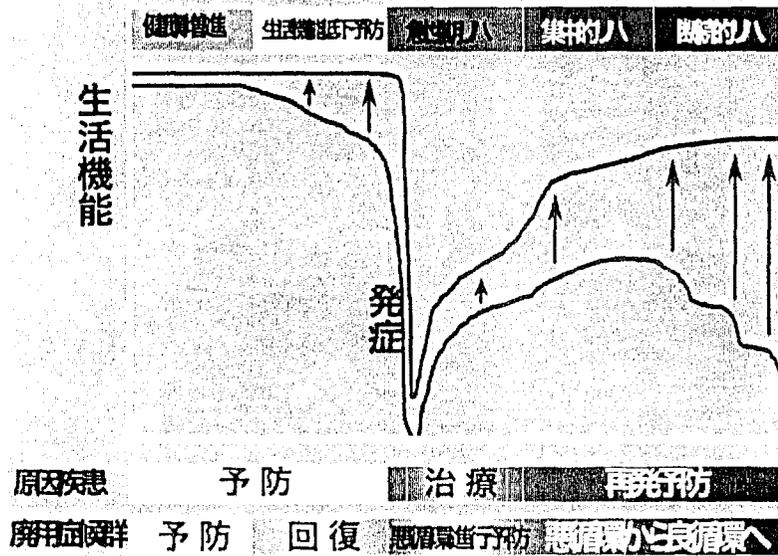


予防重視型システムへの転換の意義

- 介護を事後対応から事前対応モデルに転換する
- 軽度者だけではなく、重度者への介護サービスの質を転換できる
- 継続的マネジメントの考え方により、早期介入が可能となる
- 給付の重点化を可能とする
- 高齢者の生活の質の改善につながる

脳卒中モデルと廃用症候群モデル

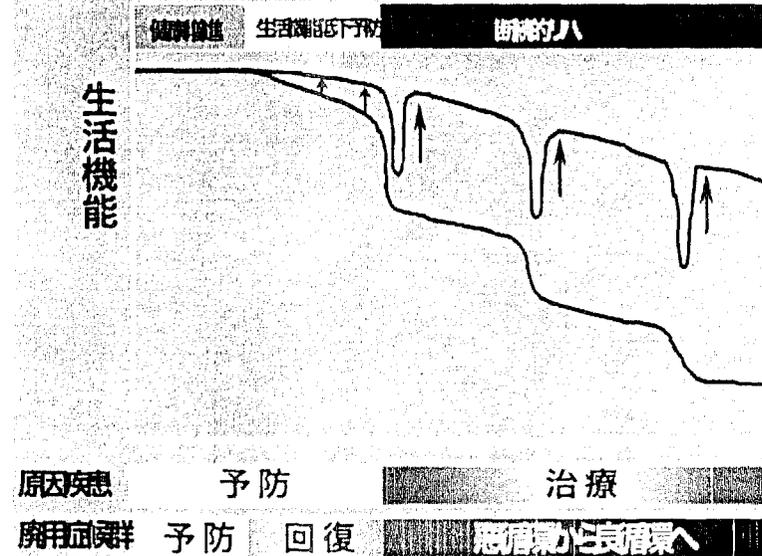
脳卒中モデル (脳卒中、骨折など)



発症直後の急性期からリハビリテーションを開始し、その後、自宅復帰を目指して短期的に集中して、リハビリテーションを実施。

自宅復帰後は、日常的に適切な自己訓練を行い、リハビリテーションの必要な時に、期間を定めて、計画的に提供。

廃用症候群モデル (廃用症候群、変形性関節症など)



生活機能の低下が軽度である早い時期からリハビリテーションを実施。

リハビリテーションの必要な時に、期間を定めて、計画的に提供。

介護予防のメニュー

新予防給付のメニューには、デイサービスやホームヘルプサービスなどの従来からのサービスについても、内容の見直しを行い盛り込むとともに、筋力向上トレーニングなどの新しいサービスも新たに盛り込む予定。

①既存サービスの評価・検証

⇒生活機能の維持・向上を積極的に目指す観点から内容・提供方法を見直し

訪問介護 (ホームヘルプ)
通所介護 (デイサービス)
通所リハビリテーション
福祉用具貸与
訪問看護
ショートステイ
グループホーム等

⇒ 内容 提供方法を見直し

※単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護については、期間、必要性、提供方法等を見直し

②新たなサービスの導入

⇒効果が明らかなサービスについて市町村モデル事業を踏まえ取り入れ

筋力向上
栄養改善
口腔機能向上

⇒ 新たにメニュー化
既存サービスの中でも実施

※認知症 (痴呆) 予防、うつ予防、閉じこもり予防を地域支援事業において実施

準市場（疑似市場）としての 介護サービス市場の管理

- 利用者の選択を通じたサービスの質の向上
 - 介護サービスの情報開示
 - 契約の非対称性の補完システムの整備による利用者保護
 - ケアマネジメントのたてなおし
 - 権利擁護システムの再構築
 - 事業者のモラルハザードの抑止
 - 保険者機能の強化
 - 結果として、介護給付費の適正化が推進できる
-

介護保険の事業者及び施設

《介護サービス情報》

(介護サービス内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める。)

《基本情報 (仮称)》

- 基本的な事実情報であり、公表するだけで足りるもの

例えば、

- ・事業所の職員の体制
- ・床面積、機能訓練室等の設備
- ・利用料金、特別な料金
- ・サービス提供時間 等

《調査情報 (仮称)》

- 事実かどうかを客観的に調査することが必要な情報

例えば、

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供時間の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取組の有無 等

都道府県知事又は指定調査機関
(都道府県が指定)

- 中立性・公平性の確保
- 調査の均質性の確保

報告内容について
事実かどうか調査

報告
(年に1回程度)

そのまま報告
(年に1回程度)

都道府県知事 又は 指定情報公表センター
(都道府県が指定)

《介護サービス情報を公表》

参照

利用者 (高齢者)

介護サービス情報に基づく比較検討を通じて、介護保険事業者を選択

開示情報の提供と活用のあり方

市民

- ※ケアマネージャーからサービス提供事業者を紹介されたのでその事業者がどんな事業者かを調べる
- ※近くにある入所施設はどんなところか
- ※沢山の事業者から入所に適した施設を調べる
- ※現在利用しているサービスがどんなサービスを提供しているのか

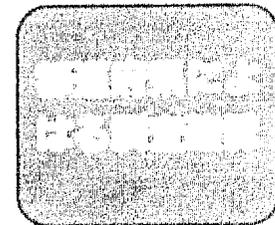
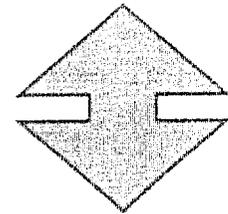
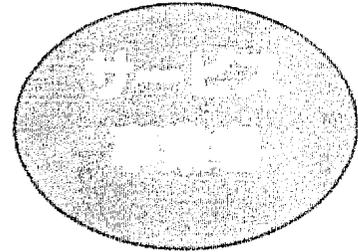
情報NPO

情報開示システムで提供された情報を加工して公開されたサービス評価情報と総合して情報提供する

介護支援専門員・相談機関等

サービスの情報提供のために活用

情報開示システム



ケアマネジメントの見直しの全体像(案)

基本的な考え方: 「ケアマネジメントの徹底」

- ① 包括的・継続的マネジメント ② ケアマネジメントの公正・中立 を確立

ケアマネジメントをめぐる課題

<ケアマネジメントの現状>

- ・ 併設事業所が9割を占める
- ・ サービス担当者会議の開催が不徹底
- ・ 主治医との連携が不十分 等

- ・ 多職種連携・継続的マネジメントが不十分
- ・ 特定のサービスへの偏り、多い単品プラン
- ・ 不公正なケアプラン、指定取消がワースト2

<現場のケアマネジャーが抱える悩み>

- ・ 業務多忙、力量に不安、相談相手がいない
- ・ 複雑困難ケースを抱えてしまう
- ・ 生活全般の相談・居慣への対応 等

ケアマネジメントの見直しの方向性

<包括的・継続的マネジメントの強化—地域包括支援センター(仮称)の創設>

- ・ 主治医との連携の強化
- ・ 在宅と施設、医療と介護の連携の強化
- ・ 支援困難事例への対応の強化 等

<ケアマネジャーの資質・専門性の向上>

- ・ 研修の義務化・体系化、主任ケアマネジャー(仮称)の創設
- ・ ケアマネジャーの更勤制、二重指定制の導入
- ・ 不正ケアマネジャーに対する罰則強化 等

<独立性・中立性の確保>

- ・ 担当件数の見直し
- ・ ケアマネジメントプロセスに前倒した報酬体系
- ・ 独立性の評価(マネジメントサービスへの対応)・基準報酬の見直し 等

保険者機能の強化等（１）

○ 保険者機能強化の観点から、市町村のサービス事業者に対する権限等の見直しを行うとともに、市町村等の事務負担の軽減と効率化を図る観点から、行政事務の外部委託について、守秘義務規定等の整備を行う。

I. 保険者による給付等のチェックの強化

①事業者への立入権限等の付与

②指定取消要件に該当した事業者の都道府県への通知

II. サービス面への関与

①地域密着型サービスに対する指定・指導監督等

②都道府県の事業者指定に当たっての意見提出

都道府県は、介護保険施設等の指定等を行う際に市町村長の意見を求めるものとする。

保険者機能の強化等（２）

Ⅲ. 地方自治体の行政事務の外部委託に関する規定の整備

〈市町村〉

・ 市町村が行う介護保険業務の一部について、公正・中立性を確保しつつ、外部委託できるよう規定整備を行うことについて市町村から強い要望があり、これを踏まえて行うもの。

・ 具体的には、介護保険業務に精通し、公正な立場で事業実施できる公益的法人（「市町村事務受託法人」と呼称）に認定調査などの業務を委託できるよう、当該法人の役職員の守秘義務等の規定を整備する。

〈都道府県〉

・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する事務

介護支援専門員の試験や研修を受託する機関（現在は、政令で「指定試験実施機関」「指定研修実施機関」と規定）の役職員の守秘義務等の規定を整備する。

（例）大阪府：

指定試験機関：大阪府地域福祉推進財団

指定研修機関：大阪府社会福祉協議会、大阪府医師会、大阪府看護協会等

・ 介護サービス情報の調査・公表に関する事務

介護サービス情報の公表の義務付けに伴い、情報調査や公表事務を受託する法人（※）について役職員の守秘義務等の規定を整備する。（「指定調査機関」「指定情報センター」と呼称）。

※現在、都道府県の委託を受けて第三者評価の取組を行っている法人などを想定。

（例）東京都：（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団